

公立大学法人札幌市立大学大学院デザイン研究科長期履修学生規則

平成22年3月24日

平成22年規則第10号

改正 平成24年規則第3号

改正 平成27年規則第6号

改正 平成30年規則第4号

改正 平成30年規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第33条第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、本研究科の入学手続を行った者（博士後期課程にあつては最終年次に在学する者を除く。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有しており勤務等による時間の拘束があることから、標準修業年限での履修が困難であると認められる者
- (2) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修する期間（以下「長期履修期間」という。）在学することができる。

- 2 長期履修期間は、学期単位で算定し、入学時から起算して博士前期課程にあつては8学期（4年）まで、博士後期課程にあつては10学期（5年）までとする。
- 3 長期履修期間と長期履修を適用せずに在学する期間を通算して、大学院学則第15条に規定する在学年限を超えることはできないものとする。
- 4 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を申請する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 入学前に申請する者は、長期履修申請書(様式第1号)、在学中に申請する者は、履修期間変更申請書(様式第2号)
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間の変更)

第6条 博士後期課程において、長期履修学生(ただし、在学中に認められた者を除く。)が長期履修期間の変更を希望する場合は、あらかじめ主指導教員の承認を得た上で、短縮を希望する者は、変更後の長期履修期間の最終年次の直前の学期が終了する日の30日前までに、延長を希望する者は、変更前の長期履修期間の最終年次の直前の学期が終了する日の30日前までに、履修期間変更申請書(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

2 博士前期課程において、長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、あらかじめ主指導教員の承認を得た上で、変更後の長期履修期間の最終学期の直前の学期が終了する日の30日前までに、履修期間変更申請書(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項に定める履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

4 前条の規定は、第1項及び第2項の申請に準用する。

(在学中の長期履修の申請)

第6条の2 博士後期課程において、在学中の者が新たに長期履修を申請する場合は、あらかじめ主指導教員の承認を得た上で、最終年次の直前の学期が終了する日の30日前までに、履修期間変更申請書(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

2 博士前期課程において、在学中の者が新たに長期履修を申請する場合は、

あらかじめ主指導教員の承認を得た上で、最終学期の直前の学期が終了する日の30日前までに、履修期間変更申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

3 前項に定める者の履修期間の変更は認めない。

（長期履修許可の取消し）

第7条 長期履修学生が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

（授業履修の計画と指導）

第8条 長期履修学生が履修計画を立てるに当たり、主指導教員は、履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう指導を行うものとする。

（授業料）

第9条 長期履修にかかる授業料に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年改正規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年改正規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（調整措置）

2 平成25年度以降に博士後期課程に入学した者についても、平成27年4月1日以降は改正後の規則を適用する。なお、第2条及び第6条第1項の規

定にかかわらず、平成27年度に博士後期課程最終年次となる者が、平成27年4月第2金曜日までに第4条に定める書類を学長に提出した場合に限り、長期履修の申請を認めることができる。

附 則（平成30年改正規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年改正規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長期履修申請書

年 月 日

札幌市立大学長 様

研究科名 _____

学籍番号（受験番号） _____

氏名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 学期）
現住所	〒 電話番号
勤務先	名称・職種等
	所在地
理由	

履修期間変更申請書

年 月 日

札幌市立大学長 様

研究科名 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

下記のとおり履修期間の変更を申請します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
変更前の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 学期）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 学期）
変 更 の 理 由	
変更後の履修計画	
主指導教員の所見	署名 _____